

○東京藝術大学音楽学部教職センター内規

〔 平成29年1月12日
制 定 〕

(設置)

第1条 音楽学部に教職センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは音楽学部における教職課程履修制度の運営を適正かつ円滑にし、今日の教育界の要望に応ずる人材養成のため必要な実技および学科修得の場を用意するとともに、現職教育等にも対応し得る体制を確立することを目的とする。

(職員)

第3条 センターにセンター長およびその他必要な教職員を置く。

2 センター長は音楽教育講座所属の教員をもって充てる。

(センター運営委員会)

第4条 センターの適正な運営を図るため、教職センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程の計画及び実施に関すること
- (2) センターの運営に関すること
- (3) センターの人事に関すること
- (4) センターの利用に関すること
- (5) その他、センター長が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 教授会構成員で作曲、声楽、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、古楽、指揮、邦楽、楽理、音楽環境創造、ソルフェージュ、応用音楽学、音楽文芸及び音楽教育から選出された者 各1人

2 委員は学部長が任命する。

3 第1項に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置きセンター長をもって充てる。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の本学教職員を会議に出席させその意見を求めることができる。

(センターの使用)

第9条 この内規に定めるもののほか、センターの使用等に関し必要な事項は委員

会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から実施する。